

# 高崎集会所管理規定

## (趣旨)

第 1 条 この規定は、高崎自治会会則第 16 条に基づき高崎集会所（以下「集会所」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (使用時間)

第 2 条 集会所の使用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。  
2 委員会は、準備、練習等やむを得ない事情があり、かつ、集会所運営以上支障がないと認められた場合に限り、使用時間外の使用を許可することができる。

## (使用許可)

第 3 条 集会所を使用しようとする者は、管理委員長（以下「委員長」という。）の許可を得なければならない。  
2 集会所の使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日の 1 ヶ月前から 3 日前までの期間内に使用許可申請書を委員長（管理人気付）に提出しなければならない。ただし、区内に緊急事態が発生し使用する場合及び区民を対象とした自治会主催事業または市主催事業に使用する場合を除く。  
3 前項の申請を適当と認めるときは、許可申請書により許可するものとする。

## (使用者の遵守事項)

第 4 条 使用者の遵守すべき事項は、次のとおりとする。  
(1) 許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。  
(2) 許可を受けた施設以外の設備を使用しないこと。  
(3) 許可を得ないで、物品の販売及び広告物の掲示配布等を行わないこと。  
(第三者をして行わせる場合も含む。)  
(4) 集会所の秩序、風俗を乱すおそれがあると認められる者を入場させないこと。  
(5) 火災及び盗難の防止に留意すること。  
(6) 使用に係る施設以内の秩序を保持するために必要な処置を講ずること。  
(7) 使用施設の清掃及び整理整頓等を実施すること。  
(8) 使用後は、火気、施錠を確認し、使用記録簿に記入して鍵と共に管理人に返すこと。  
(9) その他委員長が指示すること。

## (使用取り消し等)

第 5 条 委員長は、使用者が次の各号に該当するときは、その使用許可を取り消し、又は使用を停止することができる。  
(1) 使用申請書に偽りの記載があったとき。  
(2) 使用許可の条件に違反したとき。  
(3) その他この規定に反すると認められたとき。

## (使用料)

第 6 条 使用者からは、別表に掲げる使用料を徴収する。

(使用料の納入)

第 7 条 使用料は、第 3 条第 3 項の使用許可の際、前納もしくは使用当日までに使用料を納めるものとする。

(使用料の返還)

第 8 条 使用者が都合により使用しなかった場合、緊急事態により使用できなかった場合は、使用料を全額返還するものとする。

(使用料の免除)

第 9 条 集会所の使用目的が次の各号に掲げる場合に該当するときは、使用料を免除する。

- (1) 区内に緊急事態が発生して使用する場合。
- (2) 区民を対象とした自治会の事業に使用する場合。
- (3) 区民を対象とした市主催事業に使用する場合。
- (4) その他、管理委員長が必要と認めた場合。

(き損の届出等)

第 10 条 使用者は、集会所の施設、設備又は器具等をき損、亡失又は滅失したときは直ちに委員長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(備付け簿冊)

第 11 条 集会所には、「財産・備品台帳」及び「使用記録簿」を備え付けておくものとする。

(規定の改定・廃止)

第 12 条 この規定の改正・廃止等は管理委員会において行い、その結果について班長会で報告するものとする。

(委任)

第 13 条 この規定で定めるもののほか、集会所の管理に関し必要な規則は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規定は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規定は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(関係規定の廃止)

- 1 高崎集会所管理規定（昭和 55 年 5 月 1 日制定）は、廃止する。

# 高崎集会所使用料金一覧表

## 使用者区分 1

- ・高崎地区に居住する個人及び団体が使用する場合
- ・学校関係（学校長の使用依頼）で使用する場合

（単位：円）

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
時間	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後9時	午前9時 ～午後5時	午後1時 ～午後9時	午前9時 ～午後9時
光熱水費	300			500		

## 使用者区分 2

- ・高崎地区に居住する個人及び団体が、他地区の個人及び団体と共同使用する場合
- ・他地区の個人及び団体が使用する場合

（単位：円）

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
時間	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後9時	午前9時 ～午後5時	午後1時 ～午後9時	午前9時 ～午後9時
ホール	2,000	2,000	2,000	3,000	3,000	5,000
第一和室	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
第二和室	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
調理室	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000

## 備考

- 1 使用時間及び使用区分については、原則としてこの表に定める時間・区分を言う。  
但し、特別な事情又は使用人員により使用時間・使用区分を変更して使用する場合は、その旨を管理人に申し出るものとする。
- 2 時間を変更して使用する場合は、使用区分の使用料の額を時間計算によって算出した額とする。この場合において、使用時間が1時間に満たない場合は、1時間に切り上げる。  
使用区分を変更して使用する場合は、各区分の合計金額とするが、光熱水費については、合計することなく使用時間により徴収する。
- 3 使用料をそれぞれ計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。
- 4 準備、後かたづけに要する時間は、使用時間に含まれる。